

タイムズカーレンタル貸渡約款 新旧対比表(2026年10月1日改定)

	新	旧
第21条	<u>4. 第1項の注意義務は、借受人自らの行為に限らず、運転者または同乗者による行為についても及ぶものとします。</u>	(新設)
第22条 第1項	<u>(5) レンタカーで、海岸、河原、山林等のオフロード、または動物がレンタカーに触れることが可能なサファリパーク等、レンタカーが通常の範囲を超えて汚損、毀損することが予見できる場所に立ち入ること。</u>	(新設)
第22条 第1項	<u>(14) 当社の承諾を受けることなく、レンタカーの車載品を、当社が認める目的以外に使用すること、又はその使用を妨害すること。</u>	(新設)
第37条	<u>3. 当社は、車載機によって記録された情報ならびに第38条に該当するドライブレコーダーの映像について、以下の各号に該当する場合にパーク24グループと契約関係のある損害保険会社へ開示することがあります。また、当社は、当該情報の開示に関して、当該損害保険会社から、分析結果、評価結果その他これに準ずる情報のフィードバックを受領する場合があります。</u> <u>(1) 借受人及び運転者に対して提供する商品、サービスの品質向上のため</u> <u>(2) レンタカーに関する事故分析のために必要であると判断した場合</u> <u>(3) レンタカーに関する安全対策のために必要であると判断した場合</u>	(新設)
第42条 第2項	<u>(3) 事故分析等の安全管理の取組、サービスの向上等のために、自動車メーカー等ならびにパーク24グループと契約関係にある損害保険会社及びその関連会社へ提供する場合。また、当該提供先より本号の目的を達成するための分析結果等を受領する場合。</u>	(新設)

第 43 条	<p><u>第 43 条（駐車場に設置されたビデオ・カメラ等の情報の取り扱い）</u></p> <p><u>当社は、タイムズ 24 株式会社、タイムズ 24 株式会社の提携先または駐車場所所有者等が駐車場に設置されたビデオ・カメラ等によって取得した車両ナンバー、車両画像その他の関連情報（以下、「車両情報等」といいます）について、以下の各号に該当する場合に、当該取得者より車両情報等の提供を受け、当社が保有する借受人及び運転者の情報と関連付けて利用又は第三者（事故・トラブル等の関係当事者、保険会社、フランチャイジー等）へ提供する場合があります。この場合、当社は第 36 条各項の定めに従い、当該情報を取り扱うものとします。</u></p> <p><u>(1) 本サービス及びレンタカーに関する事故・トラブル等の特定及び解決のため</u></p> <p><u>(2) 本約款に対する違反行為（不正行為、事故の無申告等）の特定のため</u></p> <p><u>(3) 返却場所の相違（誤駐車）等の運営状況の把握のため</u></p> <p><u>(4) その他安全管理又はサービス品質維持に関する調査・分析のため</u></p>	(新設)
--------	--	------

※条文新設に伴う条数のみの変更は含みません。